

# 仕 様 書

(総則)

- 1 この業務は、広島国際会議場（以下「会議場」という。）の施設にある舞台、音響、照明、映像、同時通訳の各設備（以下「専門設備」という。）及びその他の附属設備の管理運営等を行うことにより、会議場の円滑な運営を図るものである。

(施設の内容)

- 2 会議場の施設は次のとおり分類する。

- (1) 大ホール

大ホール及びこれに附随する専門設備調整室、専門設備保管庫、搬入荷降場、各階ロビー

- (2) 会議室

国際会議ホール、大会議室、中会議室、小会議室、会議運営事務室、会議運営事務室ロビー及びこれに附随する専門設備調整室、専門設備保管庫、控室、各会議室前ロビー

- (3) その他

ア 主催者等に鍵を貸し出して使用する施設

リハーサル室、控室、楽屋、楽屋事務室、親子室

イ 展示室

ウ 前記ア、イ以外の施設

研修室、応接室

(業務内容等)

- 3 受注者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 業務実施日

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間において、休館日（各年の12月29日から1月3日まで）を除く毎日

- (2) 業務実施時間

午前8時30分から午後9時までとする。

ただし、催し物の状況によっては、その時間の延長又は短縮ができる。

- (3) 業務の内容

ア 大ホール

(ア) 主催者及び施設利用者（以下「主催者等」という。）並びに主催者等に帯同する操作員への専門設備の操作説明及び技術的説明

(イ) 展示関係、舞台大道具等の搬入、搬出及び設営時の指導及び監督

(ウ) 舞台袖扉、客席扉の解錠、施錠及び照明の点灯、消灯並びに火気の確認

(エ) 会議室の行灯の点灯、消灯

(オ) 舞台機構設備等の操作・監督

(カ) 大ホールロビーにおける仕切り柵の開閉、一時移動及び原状回復の指導、座席表示板等の変更

(キ) 専門設備の配置、調整、操作及び撤去の指導・監督

(ク) その他大ホールの管理運営に必要な業務

イ 会議室

(ア) 主催者等及び主催者等に帯同する操作員への専門設備の操作説明及び技術的説明

(イ) 展示関係、看板等の設営に伴う搬入、搬出等の指導及び監督

(ウ) 会議室の各扉の解錠、施錠及び照明の点灯、消灯並びに火気の確認

(エ) 専門設備の設営、使用前動作確認、調整、撤去及び格納

(オ) 舞台機構設備等の操作・監督

(カ) その他会議室の管理運営に必要な業務

ウ その他

- (ア) 主催者等及び主催者等に帯同する操作員への専門設備の操作説明及び技術的説明
- (イ) 専門設備の設営、使用前動作確認、調整、撤去及び格納
- (ウ) その他施設の管理運営に必要な業務

#### エ 共通する業務

- (ア) 会議場の施設の下見の同行
- (イ) 催し物に伴う打ち合わせ及び調整
- (ウ) 専門設備の保守点検及び修理等に伴う立会い、状況説明、作業終了後の動作確認
- (エ) 仮設物の設置、撤去等に伴う指導、監督
- (オ) その他、発注者が必要と認める業務

(業務上の留意点)

#### 4 受注者の業務上の留意点は次のとおりとする。

- (1) 業務実施の際、施設及び設備に火災、事故、トラブル、異常等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに発注者に連絡するとともに必要な処置を講じなければならない。
- (2) 大ホールが使用される場合は、使用開始時間から終了まで常時舞台袖に待機し、当該施設の管理運営を行わなければならない。
- (3) 業務実施の際、主催者等が管理運営上支障をきたす行為又はそのおそれがある行為をしたときは、直ちに指導するものとし、これに主催者等が従わないときは、発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 会議場の施設、設備は丁寧に扱い、専門設備等の管理にあつては、整理整頓すること。
- (5) 業務実施中は常に主催者等及び会議場利用者に対して失礼のない服装をし、礼儀正しく、親切、丁寧に應對すること。
- (6) 休憩は所定の場所で行うこと。

(遵守事項)

#### 5 受注者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) この契約書に添付する公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款（長期継続契約用）（以下「委託契約約款」という。）第6条の実施計画書は月間計画書とし、業務実施月の前月25日までに提出して発注者の承認を受けること。
- (2) 受注者は、委託契約約款第7条第1項によりこの業務に従事する従業員全員の名簿を発注者に提出すること。なお、従業員に変更が生じたときも同様とする。
- (3) 委託契約約款第8条に規定する現場責任者は、専門設備の操作及び管理について卓越した技術を持ち、国家検定制度の技能検定である舞台機構調整技能士（音響機構調整作業）1級又は公益社団法人日本照明家協会の定める舞台・テレビジョン照明技術者技能認定1級の資格を有し、かつ、3年以上の実務経験がある者とする。
- (4) 現場責任者が休日その他の理由により従事しないときは、現場責任者と同等の資格及び技術を持つ別の者を従事させること。
- (5) 前記(2)の従業員は、専門設備の操作管理技術及び維持管理技術を熟知し、3年以上の実務経験がある者とする。また、この業務の履行に支障をきたさない数の従業員を配置すること。
- (6) 委託契約約款第12条第1項の実施報告書は、業務日誌及び月間報告書とし、業務日誌は毎日の業務終了後に、月間報告書は業務完了月の翌月10日までに提出すること。

(その他)

#### 6 この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。